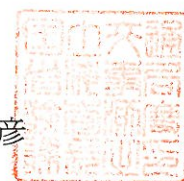




(有 添 付 物)
国海査第 4 9 3 号の 2
平成 2 6 年 3 月 2 7 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 園田 敏彦



船舶検査の方法の一部改正について (通知)

今般、別紙のとおり船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



船舶検査の方法の一部改正について

1 背景

一般社団法人日本船主協会より、規制緩和要望として提出された外航旅客船の水中検査の適用緩和等への対応及び確率論による損傷時復原性検査時の運用を改善するため所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

① 水中検査の適用緩和

船齢 15 年未満の旅客船（Ro-Ro 旅客船を除く旅客船）の特 1 中時における水中検査を可能とするため、水中検査の国際的ガイドラインである MSC.1/Circ.1348 の規定を船舶検査の方法に取り入れるための所要の改正を行う。

また、船齢 15 年以上の旅客船の水中検査を認める場合における手続きとして、個船毎の状況を踏まえ検査測度課長に伺い出ることができるよう所要の改正を行う。

② 検査ウインド内での分離検査

検査ウインドにより定期的検査期日を定める制度は、制度開始から 17 年が経過し十分に定着しており、現行の船舶検査の方法で定める一旦定期的検査を結了させた上で臨時検査を指定することにより分離検査項目を管理する必要性がなくなったこと等から、分離検査計画を事前に確認し船舶検査手帳の記録等を活用することにより検査ウインド内で分離して検査ができるよう所要の改正を行う。

③ 確率論による損傷時の復原性の検査の方法

船舶検査の方法附属書 A.4 に定める確率論による損傷時復原性検査の方法に定める担当資格者の指名等の手続きについて、資格者からの意見を踏まえて実態に即した運用とするための所要の改正を行う。

3 適用時期

本改正通達のうち、①及び③については施行日より適用することとし、②については平成 26 年 7 月 1 日より適用することとする。